

1 Minute News

小嶋税務会計事務所 〒105-0004 港区新橋 6-19-21 ミドリヤビル 5階

副業した場合の確定申告と無申告の場合のペナルティ

Q 私はサラリーマンです。売上は少ないのですが同時に副業もしています。この場合は確定申告をしないといけないのでしょうか？また、確定申告をしなければならないにもかかわらず、申告しなかった場合はどのようなペナルティがあるのでしょうか？

解説

サラリーマンの場合、給与所得以外の所得の合計額が **20万円超**の場合は確定申告をする義務があります。申告をしないと、ペナルティが発生する場合があります。

1. 確定申告義務

年末調整を受ける給与所得者で、次の要件に該当する方は確定申告が必要となります。

- ①給与の年間収入が **2,000万円を超えている**場合
- ②1か所から給与を受けていて、給与所得及び退職所得以外の所得の合計額が **20万円を超えている**場合
- ③2か所以上から給与の支払いを受けていて、主たる給与以外の給与の収入金額と給与所得及び退職所得以外の所得の合計額が 20万円を超えている場合

つまり、サラリーマンで、**副業による所得が20万円を超えている場合**は確定申告が必要となります。

2. 無申告によるペナルティ

無申告の場合、下記の2つのペナルティがあります。(税率は2019年の場合)

① 延滞税	納期限の翌日から2か月経過日までの納付	年2.6%
	2か月経過日翌日以後の納付	年8.9%
② 無申告加算税	納付すべき税額に対して50万円まで	15%
	50万円超の部分	20%
	※税務調査の通知より前に自主的に申告した場合	5%

また、上記のほか、下記のペナルティが課される場合があります。

③ 重加算税	納税者が事実の仮装隠ぺいして過少申告または無申告だった場合	基礎税額の35~40%
④ 過少申告加算税	修正申告して本来の納付額よりも少なかった場合、あるいは、税務署から更正を受けた場合	新たに納める税額の10%

要するに…

給与収入のあるサラリーマンが20万円超の副業収入がある場合は確定申告をしなければなりません。その申告を怠ると、罰金等のペナルティが課されることがあります。